

障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル WEB教材 [トップに戻る](#) かんたんモード (概要を表示) じっくりモード (詳細まで表示)

共用施設の利用

受付 ロビー・廊下・共用スペース 更衣室 トイレ シャワー 緊急時の対応

更衣室

入口が狭い更衣室の場合、車いす使用者が利用できない場合があります。また、たくさん並んでいるロッカーのうち、どれを利用して良いのかわからない人もいます。特に初回利用の際は、ロッカーについて、スタッフが場所や利用方法などを説明してください。

知的障害者
▼「ロッカーの使用方法がわからない」など

内部障害者
▼「着替えるときに座る場所がほしい」など

視覚障害者
▼「空いているロッカーがどこかわからない」など

肢体不自由者(車いす)
▼「車いすのため、入口の段差が乗り越えられない」
▼「異性の介助者と利用したい」など

更衣室が使用できない、使用しにくい人への対応と配慮



▶ **視覚障害者**の場合：
「空いているロッカーがどこかわからない」など

- ・ 使用の際にスタッフが同行し、使用方法を含めて案内してください。

☑ [障害者の全体オリエンテーション実施ポイント](#)



▶ **肢体不自由者(車いす)**の場合：
「車いすのため、入口の段差が乗り越えられない」など

- ・ 利用者本人の意思を確認して、車いすを持ち上げるなど手伝いをしましょう。



▶ **肢体不自由者(立位)・内部障害者**の場合：
「着替えるときに座る場所がほしい」など

- ・ 肢体不自由者(立位)の場合、椅子に座らないと靴が履けないなどの場合があります。また、疲れやすい人も多いため、更衣室内に椅子などを用意しておきましょう。



▶ **知的障害者**の場合：
「ロッカーの使用方法がわからない」など

- ・ ゆっくり、丁寧に使用方法を説明し、スタッフが実践した上で利用者本人にも試してもらい、使用方法を理解していただきましょう。

☑ [障害者の全体オリエンテーション実施ポイント](#)



▶ **介助者が異性**の場合：
「更衣室が利用できない」など

- ・ 介助者が異性の場合は、「家族更衣室」「異性介助更衣室」「ケアルーム」などの部屋があると便利です。設備が準備できないときでも、空いている会議室や事務室、ロビーの一角を衛立などで仕切り、臨時更衣室にすることで対応できます。

施設での工夫

座って着替えられるベンチを設置

障害のために、座らないと靴を履けない人もいます。また、内部障害者は疲れやすく、立ったまま着替えができないこともあります。

優先利用できる更衣室を

障害者は、健常者よりも着替えのペースがゆっくりであったり、広いスペースが必要になる場合があります。また、介助者が異性の場合は、更衣室内に入れません。場所に余裕がある場合は、優先更衣室を用意しましょう。また、利用者が迷わないよう、更衣室入口に、その旨を掲示しておきましょう。

●【武蔵野市総合体育館】

一般の更衣室は2階にあるため、1階に障害者用更衣室（男女）が設置されています。それ以外にもプール付近に別途更衣室を設け、障害者、高齢者、異性が介助する人が優先的に使用できるようにしています。

●【葛飾区総合スポーツセンター温水プール館】

同時に3組まで利用できる、広い多目的更衣室があります。

●【福生市熊川地域体育館】

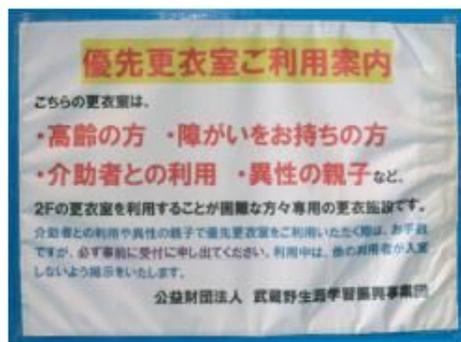
異性介助が必要な場合は、多目的トイレまたは空き部屋を利用いただいています。



更衣室入口に異性介助可能な場所の案内を掲示



同時に3組利用できる多目的更衣室
(葛飾区総合スポーツセンター温水プール館)



障害者、介助者との利用を優先する更衣室を用意
(武蔵野市総合体育館)

ロビーを仕切って臨時更衣室

家族更衣室や車いすで入れる広い更衣室が必要な場合でも、空いている部屋がないこともあります。その際は、事務室やロビーの一部分を臨時更衣室にしてみましょう。

●【武蔵野市総合体育館】

ロビーの一角を獨立で仕切って使用しています。

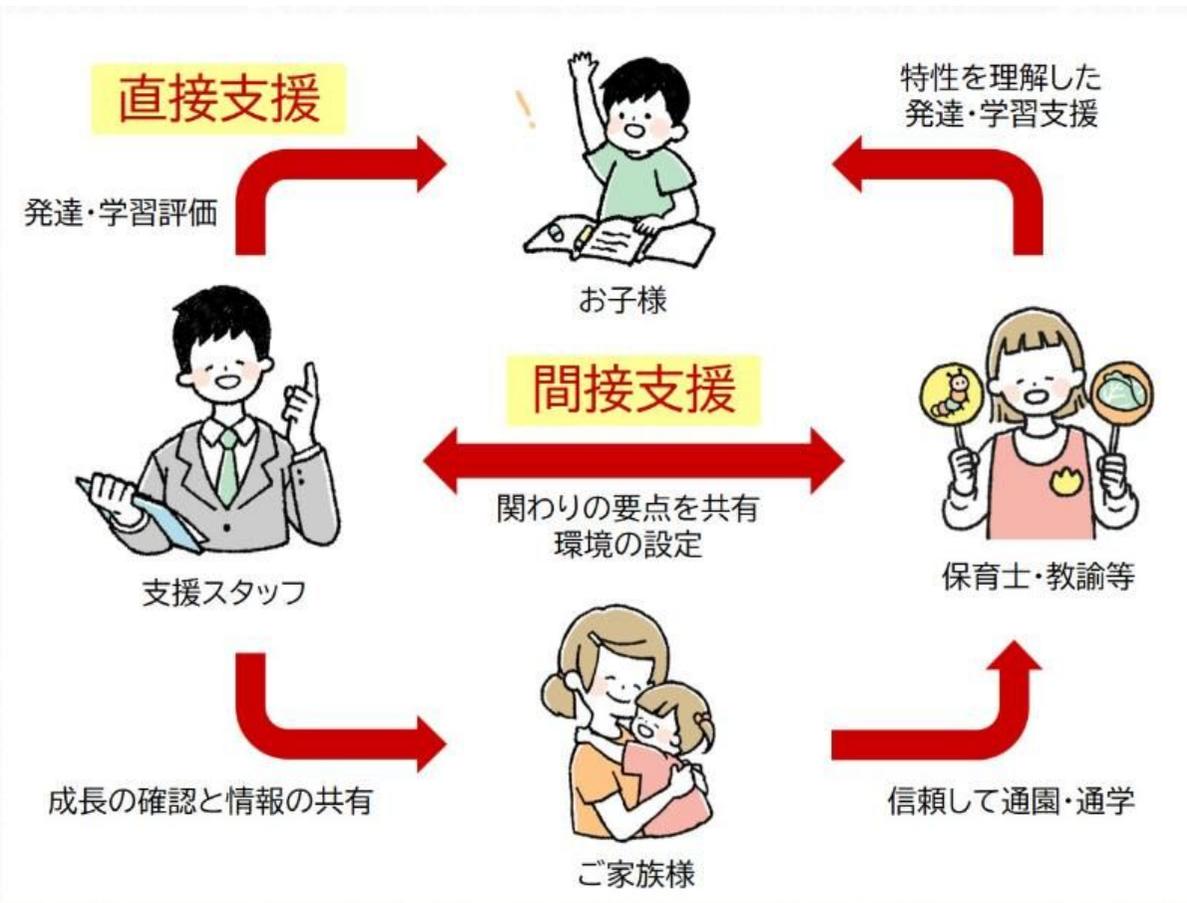


ロビーの一角を仕切り、カゴや椅子、棚を設置
(武蔵野市総合体育館)

出典：東京都 スポーツ推進本部 スポーツ総合推進部・国際スポーツ事業部・スポーツ施設部

ホームページ

https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/sasaeru/shospomanual/common_facilities03.html から抜粋



直接支援

集団での活動や授業の中で直接的に関わり、お子様が参加しやすい手助けや学習を促します。また、個別の関わりでお子様の発達支援を行う場合もあります。

間接支援

通園・通学先でお子様の様子を見せていただき、担当の先生と発達・学習支援の工夫について一緒に考えさせていただきます。

(4) 保育所等訪問支援

障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■ 前計画の実績

指定を受ける事業所の増加と、制度の周知が進んできたことにより、実利用者数・利用日数ともに計画値を非常に大きく上回っています。一方、利用者1人当たりの利用日数については、計画値を下回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	6	4	6	8
	利用日数(日)	12	8	12	16
実績値	実利用者数(人)	9	18	49	25
	利用日数(日)	12	21	61	29
利用率	実利用者数(%)	150.0	450.0	816.7	312.5
	利用日数(%)	100.0	262.5	508.3	181.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	40	60	80
	利用日数(日)	55	85	115

制度の周知は十分とは言えず、今後、さらなる周知に伴い、利用者数・利用日数ともに増加していくと考えられるため、利用者数は年20人の増加を、利用日数については前計画の実績を踏まえ、30日の増加を見込みます。

